

仙台市外郭団体経営検討委員会設置要綱

(平成21年5月18日市長決裁)

(設置)

第1条 外郭団体（仙台市外郭団体調整委員会の設置等に関する要綱（平成12年8月30日市長決裁）第2条第1項第1号に規定する外郭団体のうち、他の地方公共団体が主導的な立場であるものを除いたものをいう。以下同じ。）の経営状況を評価し、その経営改革に関する方針を検討するため、仙台市外郭団体経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 外郭団体の経営状況の評価に関する事項
- (2) 経営が著しく悪化していると評価された外郭団体の経営改革に関する方針の検討及び提言に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、外郭団体の経営に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、経営又は債務管理に関する有識者及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第2条第2号に掲げる所掌事務のみを処理する委員 当該事務を処理するために市長が必要と認める期間
 - (2) 前号に掲げる委員以外の委員 2年以内で市長が定める期間
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事参加の制限)

第7条 委員は、自らが役員又は会計監査人として経営に関与している外郭団体に関する議事に参加することができない。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなった後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務局総務部行政経営課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月18日から実施する。

附 則 (平成21年6月25日改正)

この要綱は、平成21年6月25日から実施する。

附 則 (平成23年5月1日改正)

この要綱は、平成23年5月1日から実施する。

附 則 (平成23年7月19日改正)

この要綱は、平成23年7月19日から実施する。

附 則 (平成26年3月19日改正)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年3月29日改正)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。